

山形労働局一般公示第26号

登録教習機関の登録の公示について

下記の登録教習機関について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第77条第3項において準用する同法第47条の2の規定による同法第46条第4項第2号の事項（法人代表者の氏名）の変更の届出があったので、労働安全衛生法第112条の2第2項第2号、労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和47年労働省令第44号）第25条の3第2項の規定に基づき、下記のとおり公示する。

記

登録教習機関			
名称	代表者職氏名		住所
山形職業能力 訓練センター	変更前	山形職業能力訓練センター 一長 土屋 文男	山形県山形市あけぼの 二丁目1-1
	変更後	山形職業能力訓練センター 一長 関原 隆男	
	変更した 年月日	令和8年4月1日	

令和8年5月8日

山形労働局長

